

政策分野29 都市づくり

目指す姿		
「ひと」「まち」「くるま」が共生する、効率的でコンパクトなまち		
施策		
施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進	
	適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進めます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	扇町土地区画整理事業進捗率（事業費ベース）				%	
	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	検証
	目標	99.8	99.9	99.9	99.9	扇町土地区画整理事業の進捗率は、令和6年1月に換地処分を実施し、令和6年度からの清算事務についても着実に進んでいる。
	実績	99.8	99.9	-		
	国土調査認証率				%	認証面積／調査対象面積
2	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	検証
	目標	38.17	38.24	38.33	38.42	国土調査の認証率は、概ね目標値を達成している。
	実績	38.12	38.13	-		

2 施策の評価

施策 1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
今年度の重点方針(方向性)	人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、また、環境負荷を低減する観点からも、都市機能の集約と適正な土地利用の誘導・促進のもと、土地の有効利用を図りながら、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成とともに市街地と周辺地域が共生する効率的でコンパクトなまちの形成を進めます。
取組状況	【1】都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進 ・平成25年3月に策定した都市計画マスタープランに基づき、本市の特色を活かしたまちづくりを推進するため、都市計画の決定・変更や地区計画制度の活用等、計画的なまちづくりを行ってきた。 ・現在の社会情勢に応じた新しいまちづくりの方針を定めるため、令和5年度から令和6年度の2カ年にてい都市計画マスタープランの改定作業を進めている。 【2】立地適正化計画推進事業 ・令和4年度に策定した立地適正化計画に基づき、本年度、居住や都市機能の誘導を図るため、中心市街地の未利用地の利活用方針や居住誘導モデルなどを取りまとめた、まちなかウォークブル基本計画の策定を進めている。 【3】三本松地区宅地整備事業 ・当該地の有効活用方法として現状の地形を利用した利活用について地区の意向を確認しながら検討を進めており、令和5年度は、地盤の強度や周辺環境への影響を調べるための調査業務委託を実施した。 【4】開発許可・建築確認制度 ・建築確認申請の事前調査の徹底や違反建築パトロール等の的確な実施、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を行い、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んできた。 ・開発許可制度の運用について、令和元年度、地域の実情に応じ、市街化調整区域内建築物の改築期間に係る運用基準について緩和を行った。 【5】扇町土地区画整理事業 ・区域内の都市計画道路5路線の整備により交通ネットワークが形成され、さらに、区画道路、公園、宅地等の面的整備により快適な都市空間が形成された。 令和6年1月に換地処分を実施したことから、令和6年度からは清算事務を進めている。 【6】国土調査事業 ・資産価値や土地利用の需要の高い都市部（人口集中地区内の旧市街地）において平成24年度より調査を開始し、土地の有効利用によるまちづくりの促進と課税の適正化を図ってきた。 【7】住居表示整備事業 ・住居表示整備事業基本計画（平成21年2月改訂）に基づき、第26次まで整備を進めた。 ・新町名数 108 ・直近の整備内容 第26次住居表示整備事業（令和6年10月21日実施） 飯寺南一・二・三・四丁目
課題認識と今後の方針・改善点	【1】都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進 本年度改定予定の新たな都市計画マスタープランにおいて、現在の社会情勢に応じた新たなまちづくりの方針を定め、市街地と周辺地域との連携を強化するなど、本市の地域特性を活かしながら魅力ある快適で利便性の高い持続可能なまちづくりを市民と協働しながら推進していく。 また、権現堰地区における都市計画見直しに向け、関係機関と協議を進める。 【2】立地適正化計画推進事業 ・今年度策定する、まちなかウォークブル基本計画に基づき、運営組織の構築等事業スキームを確立し、各種事業の展開を図る。 【3】三本松地区宅地整備事業 ・令和5年度に実施した調査結果に基づき、崩落防止や景観改善を目的に盛土の整形工事を令和7年度に行うとともに、住民の合意形成を図りながら有効な利活用について検討を進める。 【4】開発許可・建築確認制度 ・建築確認申請の事前調査の徹底や違反建築パトロール等の的確な実施、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を行い、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境を確保していく必要がある。 【5】扇町土地区画整理事業 ・清算事務の完了をもって事業終結となることから、清算事務を着実に進めていく。 【6】国土調査事業 ・国土調査事業は、市全体の認証率が38.12%（令和5年度）で市街地や山間部での認証率が低い状況にあり、都市部における地籍調査の優先的な実施が求められている。国土調査事業の都市部における事業化にあたっては、土地の資産価値や権利意識に留意しながら法務局が実施している登記所備付地図作成作業と連携し、事業を進めていく。 【7】住居表示整備事業 ・基本計画改訂時に実施要件を満たしていた区域の整備は、平成28年度（第24次）までに完了したが、住居表示整備審議会答申の付帯意見に基づき、宅地化率の上昇等により新たに実施要件を満たす区域についても整備を行ってきた。 ・今後の住居表示の整備については、現計画の進捗状況を検証しながら、実施の要否を検討していく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
16-2	中心市街地活性化事業	観光商工部 商工課

4 施策の最終評価

- ・政策分野29「都市づくり」の推進にあたっては、「2 施策の評価」に従い取り組むこと。
- ・施策1「都市基盤の整備と土地の適正利用の促進」については、今年度に改定予定の都市計画マスタープランにより、現在の社会情勢に応じた新たなまちづくりの方針を定め、本市の地域特性を活かしながら魅力的で利便性の高い持続可能なまちづくりを市民協働で進めていく。
- ・また、立地適正化計画に基づき、居住や都市機能の誘導を図るため、中心市街地の未利用地の利活用方針や居住誘導モデルなどを取りまとめた、まちなかウォークアブル基本計画を策定し、各種事業を展開していく。
- ・住居表示整備事業については、現計画を検証しながら、今後の実施の可否を検討していく。

5 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	重点事 業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年 度方 針	担当部・課
施策1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進							
1	◎			11.3	特殊地下壕対策事業	新規	建設部 都市計画課
2	◎			11.3	三本松地区宅地整備事業	継続	建設部 都市計画課
3	◎	◎		11.3	立地適正化計画推進事業	継続	建設部 都市計画課
4	◎	◎		11.3	会津都市計画（権現堰地区）変更	継続	建設部 都市計画課
5		◎	基本目標3	11.3	都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進	継続	建設部 都市計画課
6		◎		11.3	開発許可に関する業務	継続	建設部 開発管理課
7		◎		11.3	建築確認に関する業務	継続	建設部 建築住宅課
8				11.3	みなし道路整備事業	継続	建設部 建築住宅課
9				11.3	扇町土地区画整理事業	継続	建設部 開発管理課
10		◎		11.3	国土調査事業	継続	農政部 農林課
11				11.3	街区基準点維持管理事業	継続	農政部 農林課
12				11.3	法定外公共物管理事務事業	継続	建設部 開発管理課
13		◎		11.3	住居表示整備事業	継続	市民部 市民課

※人口減少対策に資する事業を「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進					
1	事業名	特殊地下壕対策事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部 都市計画課		次年度方針	新規
	概要 (目的と内容)	戦時中に旧軍、地方公共団体等が築造した、市街地に現存する特殊地下壕（防空壕）で、陥没が顕著で危険度が増し放置しがたい防空壕について、国の特殊地下壕対策事業を活用し埋戻しを行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	0	10,000
			所要一般財源	0	5,000
			概算人件費	190	379
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	防空壕の確認を行うため、これまで、現地調査及び各種文献等の確認を行い、補助事業の可能性に向け県との協議を行ってきた。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	事業主体は市となるが、実施個所が民有地であることから、事業の実施にあたっては所有者と協議を進めながら国補助金を活用し、対策工事を実施する。			
2	事業名	三本松地区宅地整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部 都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	北会津地域の均衡ある発展と地元経済の活性化のため、良好な田園環境と調和した区画数127区画の住宅地を造成した。平成20年完売後は、事業地内の維持管理を行い、良好な住環境の維持向上に努めている。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	93,944	85,361
			所要一般財源	93,944	85,361
			概算人件費	1,478	1,478
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・完売後は、事業地内（公共空地、旧第3工区）の除草、旧第3工区隣接箇所や周辺井戸の水質検査を行い、良好な住環境の維持に努めてきた。 ・これまで汚染されていない土砂の有効活用として県事業での利活用について検討を進めてきたが、課題解決には至らない状況であることから、当該地の有効活用方法として現状の地形を利用した利活用について地区の意向を確認しながら検討を進めており、令和5年度は、地盤の強度や周辺環境への影響を調べるための調査業務委託を実施した。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・今後も事業地内の適正な維持管理に努めていくとともに、特別会計の今後について、検討を進める必要がある。 ・令和5年度に実施した調査結果に基づき、崩落防止や景観改善を目的に盛土の整形工事を令和7年度に行うとともに、住民の合意形成を図りながら有効な利活用について検討を進める。			
3	事業名	立地適正化計画推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部 都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	コンパクトシティの実現のため、立地適正化計画において居住や都市機能を誘導する区域を定め、各種誘導施策を官民連携で展開し誘導を図ることとしているが、まちなかに点在する未利用地や空き家の利活用に向け、アクションプランの策定及び事業推進が必要である。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	20,683	200
			所要一般財源	10,683	200
			概算人件費	6,063	3,789
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・令和4年度に策定した立地適正化計画に基づき、本年度、居住や都市機能の誘導を図るため、中心市街地の未利用地の利活用方針や居住誘導モデルなどを取りまとめた、まちなかウォークアブル基本計画の策定を進めている。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・今年度策定するまちなかウォークアブル基本計画に基づき、令和7年度に運営組織の構築等事業スキームを確立し、令和8年度以降各種事業の展開を図る。			

4	事業名	会津都市計画（権現堰地区）変更		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 都市計画課		次年度方針	継続
	概要 （目的と内容）	当該地区については、令和5年6月定例会議において、「権現堰地区の土地所有者の意向を尊重し、状況の改善にむけて協議調整を進めること」とする「権現堰地区の都市計画の見直し」が採択された。これを受け都市計画の見直しに向けて対応が必要となった。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 （予算）	令和7年度 （見込み）
			事業費	5,200	200
			所要一般財源	5,200	200
			概算人件費	1,895	948
これまでの 取組状況 （主な取組と 成果）	当該地区は、平成13年に地区の要望及び都市計画に整合する事業であることから、区域区分の変更、土地区画整理事業（組合）の決定、用途地域の変更、権現堰地区計画の決定したが、事業化の見通しが無いまま22年経過している状況であり、地権者より都市計画見直しの議会陳情を受け、令和5年度に都市計画見直しのガイドライン策定や地区説明会を開催し、地区意向を確認し、各種都市計画を廃止する方針とした。				
事業の検証 （課題認識/ 今後の方針・ 改善点）	各種都市計画の廃止の方針を受け、国・県等との関係機関の協議や手続きを進めていく。 特に、市街化調整区域へ戻す区域区分の見直しについては、農林水産省や国土交通省等との協議を行う必要があり、現時点でどのような資料が必要か見通せない状況である。 また、地権者の意向調査を行い見直し方針を定めたが、今後も情報提供等をしながら丁寧に手続きを進めていく必要がある。				
5	事業名	都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 都市計画課		次年度方針	継続
	概要 （目的と内容）	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、計画的な都市基盤の整備や、地域特性を活かしながら社会経済情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりの推進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 （予算）	令和7年度 （見込み）
			事業費	12,644	11,000
			所要一般財源	12,644	11,000
			概算人件費	9,094	6,821
これまでの 取組状況 （主な取組と 成果）	平成25年3月に策定した都市計画マスタープランに基づき、本市の特色を活かしたまちづくりを推進するため、都市計画の決定・変更や地区計画制度の活用等、計画的なまちづくりを行ってきた。 現在の社会情勢に応じた新しいまちづくりの方針を定めるため、令和5年度から令和6年度の2ヵ年にて都市計画マスタープランの改定作業を進めている。				
事業の検証 （課題認識/ 今後の方針・ 改善点）	本年度改定予定の新たな都市計画マスタープランにおいて、現在の社会情勢に応じた新たなまちづくりの方針を定め、市街地と周辺地域との連携を強化するなど、本市の地域特性を活かしながら魅力ある快適で利便性の高い持続可能なまちづくりを市民と協働しながら推進していく。 また、これまでの都市計画変更の反映をするため、都市計画図の修正が必要であるが、修正と併せてDX化に向けた基図のデジタル化について検討する。				
6	事業名	開発許可に関する業務		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・開発管理課		次年度方針	継続
	概要 （目的と内容）	都市計画法に基づき、開発行為及び建築等を行う場合に市の許可を要する開発許可制度により、無秩序な開発を防止し、良好な宅地水準の確保を図るとともに、都市計画マスタープランや立地適正化計画の内容を実現する手段のひとつとして、適正な都市的土地利用を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 （予算）	令和7年度 （見込み）
			事業費	839	1,358
			所要一般財源	839	1,358
			概算人件費	14,778	14,778
これまでの 取組状況 （主な取組と 成果）	開発許可制度については、県の開発許可制度の手引きや市の開発行為等指導要綱等に基づいた運用を行うとともに、適宜、地域の実情に応じた運用が可能となるよう基準の見直しを行っている。令和元年度には市街化調整区域内建築物の改築期間に係る運用基準について緩和を行った。 開発許可申請件数（面積） 令和3年度 10件（50.7ha）、令和4年度 8件（1.3ha）、令和5年度 11件（16.7ha）				
事業の検証 （課題認識/ 今後の方針・ 改善点）	都市計画法及び関係法令を遵守し、市のまちづくりの方針に基づきながら、適正に開発許可制度の運用を行っていく。 開発許可制度の運用にあたり、指導の統一性及び公平性を確保するため、運用基準等を総合的にとりまとめた市の開発許可制度の手引きの作成が必要である。 また、窓口業務や審査業務の効率化、書類保管場所の削減等を図るため、開発書類の電子化を進め、更に地図情報や開発履歴のGIS化を検討するなどDX化を推進する。				

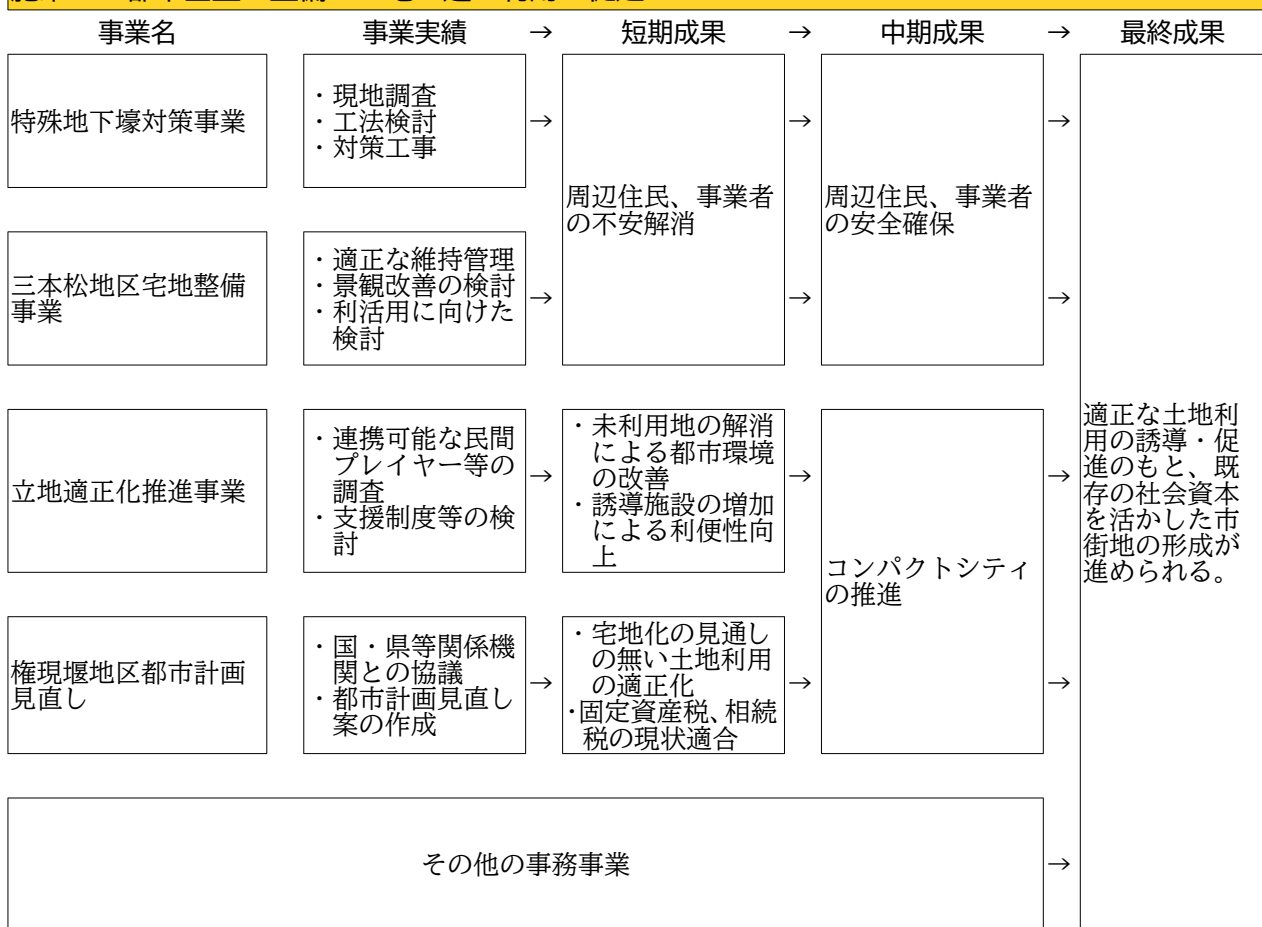
7	事業名	建築確認に関する業務		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	確認申請の受付・審査、確認済証の交付及び中間・完了検査申請の受付・検査、検査済証の交付等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	971	971
			所要一般財源	971	971
			概算人件費	7,389	8,867
7	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	建築確認申請については、建築確認手続きの運用改善に基づき、確認審査の迅速化を図ってきた。また、建築物の安全・安心の確保及び向上のため、県内の特定行政庁とともに「福島県建築行政マネジメント計画」を策定し、計画に基づく建築行政の取組みを行っている。 ○建築確認件数 ・令和3年度 66件 ・令和4年度 62件 ・令和5年度 55件 ○長期優良・低炭素認定 ・令和3年度 90件 ・令和4年度 84件 ・令和5年度 68件			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	○建築物の敷地、構造設備及び用途等が建築基準法に適合することにより、市民の生命、健康、財産が保護されるため、確実な審査を実施していく必要がある。 ○違反建築物を未然に防ぐ観点から、確認申請の事前調査の徹底を図っていく。 ○長期優良住宅や低炭素建築物の計画認定申請が増えてきており、迅速かつ確実な審査に務めていく。			
8	事業名	みなし道路整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部 建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	都市計画区域内での建築確認申請等で、全面道路が建築基準法第42条第2項道路（みなし道路）かつ、市道である場合に、その後退用地を市が買取りまたは寄付により、建築基準法に適合するような4メートルの道路に拡幅整備する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	4,232	4,232
			所要一般財源	4,232	4,232
			概算人件費	4,926	4,926
8	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	建築確認に伴う建築敷地が、幅員4メートル未満の道路に接する場合に、その後退用地の機能保全に必要な基準を設定することにより、建築基準法に適合する道路に整備する事業を実施してきた。 ○みなし道路による後退用地取得件数 ・令和3年度 15件 ・令和4年度 9件 ・令和5年度 20件			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	○みなし道路整備事業により幅員4メートル道路としてその機能を発揮するためには、路線全体において建築行為が行われ事業が実施される必要があるが、緊急車両等の通行を確保するためにも、長期的に事業を展開していく必要がある。 ○後退用地の適正な確保を行い、良好な住環境の確保に努めていく。			
9	事業名	扇町土地区画整理事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 開発管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	土地区画整理事業の区域において、総合的かつ計画的な都市づくりを推進し、良好な住環境を創設するため、区画整理方式によって都市計画道路等の公共施設と併せ、宅地までを一体的に整備する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	356,283	298,731
			所要一般財源	356,283	298,731
			概算人件費	56,413	56,413
9	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	区域内の都市計画道路5路線の整備により交通ネットワークが形成され、さらに、区画道路、公園宅地等の面的整備により、快適な都市空間が形成された。 令和6年1月の換地処分により本事業の大きな節目を迎え、令和6年度からは清算事務に着手している。 ○施行面積107.3ha （主な公共施設整備：都市計画道路5,250.2m、区画道路17,969.8m、公園12箇所）			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	事業の終結に向け、清算事務を着実に進めていく。			

10	事業名	国土調査事業		法定／自主	法定
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	国土調査法に基づき、国・県の補助の下、地籍調査を実施し土地の実態を明確化して、不動産登記制度に寄与するとともに、土地に関するあらゆる施策の基礎資料、課税の適正化、土地の有効利用を進める。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	6,918	9,174
			所要一般財源	5,118	5,886
概算人件費			14,209	14,209	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・本市はこの事業に昭和28年から着手しており、全市を対象とする認証率は令和5年度は38.12%であるが、山林及びほ場整備地区、法務局の登記所備付地図作成作業実施地区を除いた平地の認証率は95.67%である。 ・人口集中地区内の旧市街地においては、平成24年度から調査に着手し、現在は令和2年度に国が策定した国土調査事業第七次十箇年計画に基づき、実施している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・市街地での調査は、権利関係や図面等も複雑で、現地立会いには十分時間をかける必要がある。また、山間部においては、地籍調査の着手が遅れるほど土地境界を認識している人が高齢化や相続などによって少なくなり、境界確定に必要な「人証」や「物証」が失われ、調査を困難にしている。 ・国土調査事業第7次十箇年計画（令和2年度～11年度）に基づき、計画的に実施するにあたり地権者等と十分に調整する。				
11	事業名	街区基準点維持管理事業		法定／自主	自主
	担当部・課	農政部・農林課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	国土交通省が「都市再生街区基本調査」の一環として、地籍整備の推進を図ることを目的に平成17年度～18年度に設置された街区基準点を適正に維持管理する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	610	610
			所要一般財源	610	610
概算人件費			607	607	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	都市部の地籍調査や公共事業施工者及び土地取引を行う個人・事業者へ情報提供する街区基準点の管理。 対象数722点				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・街区基準点を適正に維持管理することで土地測量を行う際の基準点として、都市開発事業や公共事業の円滑化・迅速化に寄与し、土地取引などの基盤を守るためにも、街区基準点の精度維持や保全は重要である。 ・街区基準点の毀損や滅失を防ぐために、関係する機関や部署に周知するとともに、工事等による再設置や移設など復元作業を義務付けている。また、基準点の亡失を巡回して点検し、修復・復元作業を行って維持管理に努めていく。				
12	事業名	法定外公共物管理事務事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部 開発管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	法定外公共物（道路・水路等）の財産管理、占用許可や工事施行承認等を行い、原材料支給や地元で対応できない維持工事や立木伐採等業務委託を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	1,050	3,530
			所要一般財源	1,050	3,530
概算人件費			7,957	7,957	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	法定外公共物は平成12年の地方分権一括法の施行に伴い、各自治体が国から譲与を受け管理をすることになり、平成16年度までに、地区ごとに順次譲与を受けたことから、今後も適正な管理を行っていく。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	維持管理において、規模や技術的に地元で対応できない案件に関し、法定外公共物管理者として維持工事、立木伐採等業務委託、原材料支給を実施する。 一般的に維持管理は原則地元管理としているが、高齢化等により管理が難しくなってきたり課題となっている。 占用許可申請の必要性について、ホームページなどにより継続的に制度の周知に努めていく。				

13	事業名	住居表示整備事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部 市民課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	住居表示に関する法律と市の住居表示整備事業基本計画に基づき、分かりやすい住居表示の実施、住居表示台帳の整備及び街区表示板等の維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	49,684	1,501
			所要一般財源	49,684	1,501
			概算人件費	18,188	12,125
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	住居表示整備事業基本計画（平成21年2月改訂）に基づき、第26次まで整備を進めた。 ・新町名数 108 ・直近の整備内容 第26次住居表示整備事業（令和6年10月21日実施） 飯寺南一・二・三・四丁目			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・基本計画改訂時に実施要件を満たしていた区域の整備は、平成28年度（第24次）までに完了したが、住居表示整備審議会答申の付帯意見に基づき、宅地化率の上昇等により新たに実施要件を満たす区域についても整備を行ってきた。 ・今後の住居表示の整備については、現計画の進捗状況を検証しながら、実施の要否を検討していく。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R4	R5	R6	R7	R8
特殊地下壕対策事業	被災が想定される家屋数	2	2	2		
三本松地区宅地整備事業	景観改善面積	0	0	0		
立地適正化計画推進事業	空き家利活用事業箇所の人口流入数	0	0	0		
立地適正化計画推進事業	中心市街地に日常的に訪れる市民の割合	24	24	25		
権現堰地区都市計画見直し	地区内の市街化区域編入面積の推移	18.35	18.35	18.35		